

平成16年5月21日

母子家庭の母の就業の支援に関する年次報告について

平成16年5月25日（火）に閣議決定の上、国会に報告される標記年次報告の概要等は別添のとおりです。

なお、本年次報告については、閣議終了まで不公表としてください。

「平成15年度における母子家庭の母の就業の支援に関する施策の実施の状況報告」(案)
「平成16年度において母子家庭の母の就業の支援に関して講じようとする施策」(案)

1. 法的位置付け

法定白書(5月25日閣議決定予定)。

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法(平成15年7月17日成立。8月11日施行。)第3条において、下記のとおり定められている。

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法(抄)

(国会に対する報告等)

第3条 政府は、毎年、対象期間に係る各年度における母子家庭の母の就業の支援に関して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

2 政府は、国会に対し、対象期間に係る各年度における母子家庭の母の就業の支援に関する施策の実施の状況を報告しなければならない。

2. 記述内容

母子家庭の母の就業支援を直接の目的とする施策に限定せず、結果として、母子家庭の母の就業に資する施策、生活支援に関する施策等についても幅広く記述。

平成15年度における母子家庭の母の就業の支援に関する施策の実施の状況報告(案)の構成

第1章 母子家庭をめぐる状況

第1節 母子家庭の生活の状況

第2節 近時の立法措置

第2章 就業支援に関する施策等

第1節 母子家庭の母の就業支援に関する施策

第2節 母子家庭の母の就業に資する施策

第3章 生活支援に関する施策等

第1節 母子家庭の生活支援に関する施策

第2節 保育等

第4章 自立を促進するための経済的支援策等

第1節 児童扶養手当

第2節 母子福祉資金貸付金

第3節 養育費の確保策

母子家庭の母の就業の支援に関する年次報告

(平成15年度における施策の実施状況、平成16年度において講じようとする施策)

「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」(平成15年8月施行)に基づき、今年度から作成。

母子家庭の現状

1. 世帯数 95万世帯 (H10)
2. 就業状況 84.9%が就業 (うち常用雇用 50.7%、臨時・パート 38.3%) (H10)
3. 平均所得 母子世帯 244万円 一般世帯 602万円 (H14)

主な実績

1. 母子自立支援員の配置

1,210名 (H14年度) → 1,300名 (H15年度)

2. 母子家庭等就業・自立支援センター

実施か所 39都道府県 8政令市 11中核市
実績 相談件数 9,435件
(H15.4月~12月) 就職件数 (延べ) 1,484人

3. 公共職業安定所 (ハローワーク)

母子家庭の母 紹介件数 183,205件 (H14年度)
就職件数 46,334件 (H14年度)

4. 母子生活支援施設

3,874人のうち2,893人が就労し自立に向け努力 (H14年度)
1,838人が母子生活支援施設を退所 (H14年度)

5. 母子家庭雇用促進チームの設置 (H15.5月)、当面の取組の策定 (H15.10月)

- ・ 母子家庭の母の雇用について民間企業団体等へ協力を要請
- ・ 厚生労働省非常勤職員等の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供等

6. 母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議の設置 (H16.1月)、申し合わせ (H16.3月)

国の機関の非常勤職員を公募する場合に、その求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに、公益法人等に職員の求人情報を母子家庭等就業自立支援センターへ提供することを要請するなど、母子家庭の母の就業の促進に配慮する。

今後の課題

就業支援事業の更なる充実

平成15年における母子世帯の完全失業率は8.9% (前年に比べ0.5%改善。一般世帯の完全失業率は5.3%)。

母子家庭等就業・自立支援センター等、平成15年度には、母子家庭の就業支援を強化するため新たな就業支援策が創設されたが、地方公共団体における実施状況には精粗がある。

↓
地方公共団体のインセンティブを高めるよう努めていく。

〈参考〉

- 母子家庭等就業・自立支援センターの実施か所数

58か所 → 68か所
(H15年度) (H16年度)

- 母子家庭等就業・自立支援センターによる就職件数

A市 (人口260万人) (延べ) 173人
他方、就職実績を挙げていない地方公共団体もある。